

枚方市より

ろう者への対応について商業施設・事業者等の皆様へお願いです。

「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」が令和3年3月に施行されました。

手話およびろう者への理解、合理的配慮の提供について

「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」では、事業者の役割として、ろう者が利用しやすいサービスの提供に努めることとしています。

手話による対応が一番わかりやすいのですが、難しい場合には、文章や絵・図などを用いるなどの工夫やご配慮(合理的配慮)をお願いします。

①手話通訳者派遣



①手話通訳者が同行する手話通訳

②手話通訳者が同行せず、ろう者が所有のスマートフォンなど端末機器を利用したビデオ通話による手話通訳

②遠隔手話通訳サービス



※他に「電話リレーサービス」事業<総務省のリーフレット参照>もあります。

イベント等で手話通訳を必要とする場合(有償)は下記にお問い合わせください。

枚方市 健康福祉部 福祉事務所 障害福祉担当

〒573-8666大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

TEL: 072-841-1221 内3339 FAX: 072-841-5123 メール: shogaif@city.hirakata.osaka.jp

ろう者はこんな時に困っています。



難しい・できない

①店員の筆談の文章が丁寧すぎてわかりづらい。

…できかねます ⇒ …できません

…いたしかねます ⇒ …だめです

(わかりやすい言葉で短く書いてください。)

②飲食店等で名前や番号を呼ばれても、聞こえずわからない。

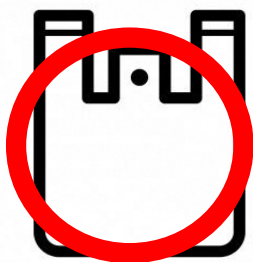
⇒ 直接声をかけてもらうか振動型の呼び出し器があるとよい。

③マスクをしていると店員の言っていることがわからない。

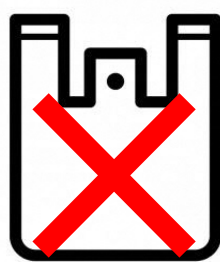
(口を見るので、大きな声で言われてもわかならない)

⇒ 視覚的にわかりやすいもの(絵・図・写真など)を指さしてもらおうとわかりやすい。

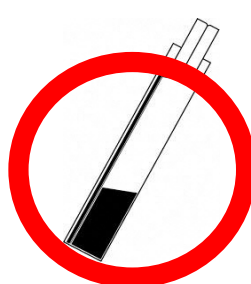
コミュニケーションイラスト 〈参考例〉



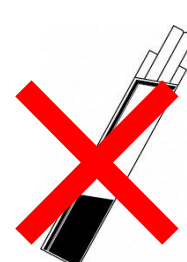
レジ袋いります



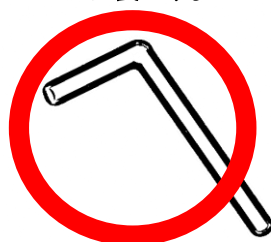
レジ袋いりません



箸いります



箸いりません



ストローいります



ストローいりません